

# 『新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金』の公募開始！

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の条件を満たす中小企業に対して、上限**5万円（補助率 10/10）**の助成を行います

**商工会窓口でのみ受付**（但し書類審査あり） ※税抜き・千円未満切り捨て

※2022年4月1日以降に発生した経費について遡及が可能

※1度限り（他商工会で助成されている事業所も不可）

## 取組例

### 展示会へ参加

展示会、見本市、商談会に出展する諸経費



### 広告宣伝

新聞・雑誌等の掲載、パンフレット・ポスター・チラシ・ポスティング等



## 申請方法

※申請時

①新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金申請に伴う事業実施計画書(様式1)

②申請時チェックリスト

③売上台帳等(比較対比年度分)の写しおよび売上高減少率計算シート

※事業終了時

④新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金交付申請書(様式2)

⑤実績を確認できるもの(展示会写真、チラシ等の原本)・請求書・領収書等のコピー(振込の場合 支出額の頁)

⑥振込依頼書および通帳のコピー3点(表紙・表紙裏)

申請についてわからないことがあれば、

甲良町商工会 (TEL:0749-38-3530) までお問合せください。

## 受付期間

2022年10月3日(月)～2023年1月31日(火) 17時まで

※先着順 予算に達し次第受付終了

応募にかかる詳細内容は、下記ホームページにも掲載しています。

新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金<甲良町商工会>事務局

<https://kouracho-shokokai.jp>

## 《対象事業》

販路開拓に関する取組

《応募できる方（①～③のいずれの要件も満たす者）》

①甲良町商工会に加入する中小企業であること。

※中小企業とは、下の表に該当する事業所

業種	中小企業者	
	資本金	または 常時使用する従業員の数
製造業 その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

②申請月直近3ヶ月のいずれかの月の売上が2019年～2021年の同月と比較して10%以上減少していること。

③2022年度に申請した持続化補助金等の各種補助金、助成金申請と同一内容でないこと。

## 《対象経費》

①展示会出展費

国内外で開催の展示会、見本市、商談会等に、出展・参加又は主催する際の出展小間料、小間内装飾経費、出展物搬入経費、その他出展に対する直接経費  
※人件費は対象外とします。

②広告宣伝費

新聞・雑誌・地域情報誌等の掲載又は折込み・販促パンフレット・ポスター・チラシの作成費、折込・ポスティング費などその他商工会長が認める販路開拓に係る広告宣伝費

※慣例的・形式的な年賀はがき・暑中見舞い印刷代・はがき代、名刺代等の単なる印刷代等は対象外。

## 《注意》

- ①本助成事業は、予算額の枠内で実施する事業であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- ②採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。
- ③応募された書類等は返却しません。また、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担となります。

※次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- ① 提出書類に虚偽の記載（不備）があったとき
- ② 助成金交付の条件に違反したとき
- ③ 助成事業の実施について不正行為があったとき
- ④ 法令違反等の反社会的行為が明らかになったとき

《申請先》

甲良町商工会

〒522-0244

犬上郡甲良町在士 351-4